

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される経費について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(事務費や人件費は除く)に充てるものとされています。平成31年度一般会計における社会保障施策経費への充当状況は下記のとおりです。

【歳入】【平成31年度当初予算額】地方消費税交付金	119,621 千円
うち引き上げ相当分(社会保障財源化分)	56,300 千円
【歳出】 社会保障施策に要する経費	1,260,623 千円

区 分	事業費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉費	社会福祉事業	76,987	0	2,851	9,700	1,000	3,438	59,998
	障がい者福祉事業	216,925	86,993	63,421	400	0	9,688	56,423
	高齢者福祉事業	30,225	176	750	10,300	2,711	1,350	14,938
	児童福祉事業	386,432	156,352	81,093	17,300	35,159	17,258	79,270
	後期高齢者医療事業	92,633	0	0	0	0	4,137	88,496
	小計	803,202	243,521	148,115	37,700	38,870	35,871	299,125
社会保険費	国民健康保険事業	62,987	9,517	29,578	0	0	2,813	21,079
	介護保険事業	115,556	700	350	0	0	5,161	109,345
	後期高齢者医療保険事業	23,588	0	17,691	0	0	1,053	4,844
	小計	202,131	10,217	47,619	0	0	9,027	135,268
保健衛生費	保健衛生事業	172,028	674	948	0	60	7,683	162,663
	健康増進・予防事業	83,262	1,050	407	600	26,373	3,719	51,113
	小計	255,290	1,724	1,355	600	26,433	11,402	213,776
合 計	1,260,623	255,462	197,089	38,300	65,303	56,300	648,169	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は各事業に要する経費のうち充当対象経費(事務費や職員の人件費を除いたもの)の比率に応じてあん分し充当しています。